

「ハンセン病問題基本法」の
完全実施を要求する

東京集会

主催

全国ハンセン病療養所入所者協議会
(全療協)

日時

2010年10月26日(火)
18:00～20:00

場所

社会文化会館



私たちは、いままた追いつめられた気持ちで東京集会を開催することにした。

2008年6月93万有余の国会請願署名により「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称・ハンセン病問題基本法）が国会で成立、2009年4月1日より施行された。基本法の意義は①ハンセン病問題は国の責任であることを明記したこと。②政策を法文化し国の責任を不動のものとしたこと。③療養所の将来への選択の幅を拡大したこと。④医療看護を保障させ、療養環境を守らせることを約束させたこと。⑤当事者（被害者）の意見を尊重する姿勢を貫いたこと。敢えて法の要点をあげれば以上の5点に要約できる。

市民や国会、法曹の強力な支援で成立した基本法の理念や目的、趣旨に私たちは感動し、この法律の精神が行政府によって忠実に履行されれば、ハンセン病問題の全面解決への道筋が見えてくると大いに期待した。この法律はハンセン病問題解決の指針になると考えたからだ。しかし、基本法は厚生労働省の机上で埃をかぶったまま放置されており、すでに形骸化しているのではないかと強く懸念されている。

いまハンセン病療養所では施設業務の民間委託を強引に進めつつあり、立ち枯れ政策が音を立てて進んでいる。職員定員削減は容赦なく遂行しており、医師、看護師の長年の欠員は療養所の機能を不全に陥れるほどになっている。いまや入所者の平均年齢は81歳に達した。高齢と体力低下により、人間の尊厳の基本であるQOLは悪質化が加速している。

全療協は、これまで厚労省内の限られた空間で厚労省関係者と毎年対峙してきたが、運動はもう限界に達している。このたびの東京集会はそんな切迫した状況の中で開催することになった。



プログラム

司会 藤崎 陸安

(全国ハンセン病療養所
入所者協議会事務局長)

1. 基調報告

神 美知宏 (全国ハンセン病療養所入所者協議会会長)

2. 支部からのアピール

- (1) 山本 隆久 (国立療養所大島青松園入所者自治会会長)
- (2) 宮里 光雄 (国立療養所宮古南静園入所者自治会会長)
- (3) 佐川 修 (国立療養所多磨全生園入所者自治会会長)
- (4) 岩川洋一郎 (国立療養所星塚敬愛園入所者自治会会長)

3. ごあいさつ

江田 五月

(前参議院議長)

川内 博史

(ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会会長)

徳田 靖之

(ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団代表)

岸田 重信

(全日本国立医療労働組合委員長)

4. 宣言文採択